

Q & A

医療事故を起こした場合、医師個人は医療機関から賠償金の請求を受けるのか？

Q. フリーの麻酔科医です。依頼のあった医療機関に出向き、手術に関わる機会が多いのですが、担当した手術で麻酔や全身管理などを原因とした事故が起き、その医療機関が患者と示談して損害を賠償したような場合、

1. あとでその医療機関から私個人に賠償金を請求されるようなことはあるのでしょうか
2. もしあるとすれば、どの程度の割合でこれに応じなければならないのでしょうか

A.

1. 医療機関が患者に支払った賠償金について、その医療機関から医師個人に請求されることがないとはいえません。これは、医師が患者に対し行った医療行為に何らかの過失があつて、その結果患者に損害が生じたような場合には、その損害を賠償する一次的な責任は、医療行為を行った医師にあるとも考えられるためです。もっとも、法律上、医師を雇い医療行為に従事させた医療機関は、医師の行為に対し使用者としての責任を負うものとされています（使用者責任）。したがって、このような場合には、医師と医療機関の双方がその賠償責任を負うこととなり、一方が全額の賠償金を支払ったときは、事後的に他方へ負担を求めることが可能となります（民法719条、最高裁昭和41年11月18日判決¹⁾）。

2. 一般の勤務医の負担割合は、実務処理上、概ね2～3割程度と考えられています。これは、「使用者が被用者に対し行う請求は、損害の公平な分担という見地から、相当と認められる限度においてのみ（請求を）行うことができる」とした判例（最高裁昭和51年7月8日判決²⁾）に基づく一般的な考え方に則ったものです。もっとも、医師については、上記の負担割合はあくまで参考に過ぎず、個々の事案の事情によって大きく変動すると考えられます。なぜならば、医師と医療機関との関係は、医師という職種の専門性の高さ、裁量の大きさ、あるいは収入等の点において、一般企業における使用者と被用者との関係とまったく同一であるとはいえないからです。

例えば、病院の勤務医の過失により患者が死亡してしまった盛岡地裁平成19年6月5日判決³⁾は、医療機関が患者に対し支払った示談金について、問題となった医療行為を行

った勤務医が加入していた保険会社に対し、医療機関側が全額請求できるとしました。この裁判例では、原告は医療機関、被告は勤務医の加入していた保険会社となっており、また勤務医が加入していた保険の保険料を医療機関が支払っていたなど特殊な事情が多々あるため、一概に医療機関から勤務医への請求が制限を受けなかった事例ということにはなりません。ただ、裁判所は前述のような認定をするうえで医師の勤務の特殊性に言及しており、この点で参考になります。

実際に医療機関から医師への請求がどの程度の制限を受けるかは、医師の過失の重大性、当該医療行為を行うにあたって医師が有していた裁量の大きさ、専門性の高さ、受け取っている報酬の多寡、医師の雇用形態および就労状態などといった個々の事案についての具体的事情を総合的に考慮したうえで決められることになるでしょう。

今回の質問のようにフリーの立場の医師の場合、専門性や報酬が通常の勤務医に比べて高いこともあるとも思われますが、このような場合、医療機関からの請求が通常の勤務医に対するものと比べて制限されにくくなる可能性があるといえます。

【参考文献】

- 1) 民集20巻9号1886頁
- 2) 民集30巻7号689頁
- 3) 判例タイムズ1256号206頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [真実説明と謝罪の大切さ 医療事故が起こったとき、あなたはどうしますか？**](#)
- ・ [118 診療科別にみた訴訟費用**](#)
- ・ [3. 医師賠償責任保険に関する注意点***](#)
- ・ [第2回 訴訟関連***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。